

菊川市立認定こども園運営形態等懇話会要綱

(設置)

第1条 多様化する教育・保育ニーズに対応し、幼児期の教育・保育の質の向上及び支援内容の拡充を図るため、菊川市立認定こども園運営形態等懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、菊川市立認定こども園の効果的・効率的な運営形態等に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 懇話会は、12人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する地区の市民を代表する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 市内私立保育園又は認定こども園の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する協議が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。